

しずおかリノベーションまちづくりフォーラム 会員規約

(名称)

第1条 本会は、「しずおかリノベーションまちづくりフォーラム」(以下、本会という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、遊休不動産等を再生してエリア価値の向上を図る「リノベーションまちづくり」の手法等を幅広く展開させることで、各地域の持続可能なまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業(以下、本事業という。)を行う。

- (1) 県内外の情報の集積と発信
- (2) 産学官金の意見交換の場の設定と連携の推進
- (3) 課題解決に向けた支援と協力
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同した法人、団体及び個人で、地域のまちづくりに関心を持ち、主体的に取り組むものとする。

(入会)

第5条 本会の入会と届出内容の変更は、次のとおりとする。

- (1) 入会を希望する者は、原則「ふじのくに電子申請サービス」からの申請とする。ただし、入会申込書(様式第1号)を事務局に提出した場合でも入会することができる。
- (2) 入会申込時の内容に変更があった場合は、事務局に申し出る。

(資格)

第6条 申込者は、前条第1号による申込みを事務局が受理した日をもって会員としての資格を有するものとする。

(会費)

第7条 会費は、無料とする。

(退会)

第8条 退会を希望する会員は、退会届（様式第2号）を事務局に提出する。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当すると事務局が判断し、事務局が会員に通知した場合には、会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本会の定める規約等に違反する行為や会員たるにふさわしくない行為があったとき。

(事務局)

第10条 事務局は、静岡県経済産業部商工業局地域産業課に置く。

(情報の取扱い)

第11条 本事業において、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途、秘密保持契約等の契約を締結し、当該開示情報の取扱いを定めることを原則とする。

(規約の改定)

第12条 事務局は必要に応じ、本規約を改定できるものとする。

- 2 事務局は、規約を改定しようとする場合には、あらかじめ改定内容を会員に通知又は公表するものとする。
- 3 会員が、前項の通知又は公表後に活動する場合には、変更後の本規約の全ての記載事項について同意したものとみなす。

附 則

この規約は、令和7年3月14日から施行する。